

独立行政法人国立高等専門学校機構法案(閣法第五七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人国立高等専門学校機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)は、国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とすること。

二、役員及び職員

- 1 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、役員として、理事六人以内を置くことができるものとする。
- 2 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。
- 3 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

すものとする事。

三、業務の範囲等

1 機構は、一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする事。

国立高等専門学校を設置し、これを運営する事。

学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行う事。

機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行う事。

公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供する事。

から までの業務に附帯する業務を行う事。

2 国立高等専門学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする事。

四、附則

1 この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとする事。

2 機構は、独立行政法人通則法第十七条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定の施行の時（平成十六年四月一日）に成立するものとする。

3 現在の国立高等専門学校に関する経過措置

現在の国立高等専門学校は、機構の成立の時にあって、それぞれ機構が設置する国立高等専門学校となるものとする。